

【KT-report 01】 本会は認可地縁団体

本会「上桜田町内会」は、平成 18（2006）年に地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁団体を申請（図-1）し、平成 19（2007）年 5 月 18 日付けで認可（図-2）を受けた。この認可地縁団体の性格は何なのかということについて整理する。本会は法人格を有しているということ、自主的な私的任意団体^{いえど}と雖も法律の規制を受けている。法人としての本会名で、例えば、土地・建物の賃貸借、貸し駐車場の収益事業（営業活動）が可能である。なお、「法人等の県民税減免申請書」（固定資産税免除）を提出し受理されている。ただし、現時点では、上桜田公民館の建物は、法務局への申請による保存登記を行っていないが、後に保存登記の手続きを行う場合は本会名を登記名義人とすることが出来る。

平成 18 年 9 月 18 日
上桜田町内会
会長 安食 勇

町内会員各位

仮称上桜田集会場設置にともなう地縁団体設立についてお願い

めっきり秋めいてまいりました。皆様にはご健勝でお過ごしのこととご推察申し上げます。

さて、9 月 9 日の臨時総会におきまして、集会場の設置の受入について皆様より全員一致の賛成をいただきました。土地、建物は芸工大前土地区画整理組合より寄付していただきますが、この受入について組織づくりが必要となります。

つきましては、土地、建物等の維持管理のため「地縁による団体」を設立して山形市長の認可を受けたいと思いますので、名簿作成のため、是非下記により署名のご協力下さいますようお願い申し上げます。なお、各組長さんからお願いに伺います。

記

1. 満 18 歳以上の方（家族全員）
2. 上桜田町内に居住しておられる方（但しアパート居住者は除く）

別紙「地縁による団体」についてご参考にして下さい。

図- 1

山形市告示第 112 号

次の地縁団体を、地方自治法第 260 条の 2 第 5 項の規定により認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

山形市長 市川 昭 男

- 1 名称
上桜田町内会
- 2 規約に定める目的
次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
(3) 集会施設の維持管理
(4) その他目的を達成するために必要な事項
- 3 区域
山形市上桜田二丁目、三丁目及び四丁目、大字上桜田、大字小立 609 番地並びに大字岩波 179 番地の 5、181 番地、181 番地の 1、181 番地の 2 及び 894 番地の 3 の区域
- 4 事務所
山形市上桜田二丁目 7 番 9 号
- 5 代表者の氏名及び住所
佐藤 邦夫
山形市上桜田二丁目 3 番 14 号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任の有無
なし

図- 2

1. 当該規制法律 260 条

- 1 当該条文は、総務省行政管理局が運営する総合的な行政情報ポータルサイト——電子政府の総合窓口（e-Gov）よりコピーしたもの。
- 2 本町内会に関連し遵守しなければならない地方自治法は、第 260 条の 2 から第 260 条の 40 までである。

□3 その中で、運営に係る第 260 条の 2 から第 260 条の 21 までを抽出する。(それ以降は、破産手続き等)

□4 適正な本町内会運用に当って、特に留意すべき個所について下線を引いた。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

○2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

○3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

○4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

○5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

○6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

○7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

○8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、(注1)構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

○9 認可地縁団体は、(注2)特定の政党のために利用してはならない。

○10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

○11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による^(注3)規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、^(注4)規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の^(注5)総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、^(注6)規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、^(注7)第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができ。

- 3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

以下、第二百六十条の四十までは省略した。

.....

2.『高度な公共性を持つ団体』

自治会や町内会（本会）は、会員の自主的な私的任意団体である、つまり、何とか趣味の会やサークル

と同じレベルのものである。また、行政組織の一部でもない。がしかし、一方で、高度な公共性を持つ権威付けされた団体であるとされている。一見矛盾するように見える、そこが自治会や町内会に詳しい学者や知識人から共通的に問題視されている点である。ここでは矛盾を追及する場にはしない。

権威付けされた高度な公共性を有する団体という二つの理由について記述する。

(1) 法規制を受ける本会

言うまでも無く、法令は、その効力・拘束力において本会規約の上位にある。本会は地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁団体であるという点を十分認識する必要がある。

(2) 公共性を有する本会

細部は【KT-report 09】に記載のとおりであるが、「地域自治会による神社経費一括徴収と自治会員の信教の自由」について争われた、「佐賀県^{とす}鳥栖市自治会神社関係費訴訟、佐賀地裁平成 14 年 4 月 12 日判決（判時 1789 号 113 頁）、原告は浄土真宗本願寺派の僧侶」（インターネットで検索可）から学んだことを整理して記述する。

創価大学の花見常幸氏は、その判決に係る判例研究の論文を寄せ、図(表)－3 のように述べられている。

――町内会研究の第一人者（倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』）の研究によれば、町内会の特性として挙げられるものは、従来一般的に言われてきた、

ア

加入単位が個人ではなく、世帯であること（世帯単位加入）

イ

全戸の自動または強制的な加入であること（自動的加入）

ウ

稼働が多岐にわたり包括的な機能を持つこと（包括的機能）

エ

行政の末端補完機能を果たすこと（行政補完機能）の 4 点に、

オ

一つの地域には一つの町内会しかないこと（排他的地域独占）

を加えた 5 点とされる。

そして、これまで自明の理とされてきた第 5（オ）の排他的地域独占という特性が特に重要であり、これは「実は町内会は、国家や自治体と同じく、ある種の領土権を持っていると言い換えることができる。」とする。――

図(表)－3

インターネット等で色々調べてみると、こうした都市社会学の研究成果は自治分野の専門家の共通認識である。本会は私的任意団体であるが、現状・運営実態に鑑みて、上記のとおりのア～オの特性を有しており、社会通念に照らして『高度な公共性を持つ団体』であることは間違いない。私の執行三役経験からして、本会の実情は客観的に評価してもまったくそのとおりだと実感した。

本会地域エリアに居住したその途端に、強制的・自動的に年会費支払いを伴う本会会員とならなければならないのである。本会を国家システムと対応させて見ると、図(表)－4 のとおりとなる。本会は、前出花見常幸氏が指摘された図(表－3 のとおりの性格を有していることの証左である。

国家	国土	国民	税金
本会	本会地域エリア	本会の会員	年会費

図(表)－4

年齢・家族構成に関係なく、所得に関係なく、世帯人数に関係なく、この地域に住居を構えた時から1世帯当たり同一の年会費を強制的に6,500円、または3,250円を一律徴収している、されている、納付している。

3. 上記地方自治法の読み解き

戻って、2ページから4ページにおいて、下線を引いた重要な部分について考察する。

✓ 2ページの(注1)；構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

この条項は、日本国憲法第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ならびに、同法第十九条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」(一般的には、思想信条の自由と言われる)を踏まえた条文である。また同十九条は精神の自由について規定する憲法第20条〔信教の自由〕、憲法第21条〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕、憲法第23条〔学問の自由〕の総則的規定である。例えば、特定の宗教を信仰する自由もあれば、その特定の宗教を信仰しない自由もあり、憲法で保障する自由という重みにおいては同等です。その特定の宗教を信仰しない人の賛同を得ずして、一つの宗派に勝手に括ってしまうことは不当な人権侵害です。例えば、本会の慣例で従来は、通常総会に欠席した(当日出席なし、委任状提出なし)会員には、総会資料は配布していなかったが、これは不当な差別的取扱いに該当する。今後は出欠に係らず全会員に配布する必要がある。

✓ 2ページの(注2)；特定の政党のために利用してはならない。

町内会においては政治をテーマとした議論は大いに結構であろう、政治は私達の日常と密接不可分の関係にあり、むしろ積極的な議論が必要である。しかし、特定の政党政治のための活動——例えば執行役員になんらかの議員が就いていたとして、その宣伝や投票行動的な言説をしてはならないということである。地縁団体組織町内会としての政党支持支援活動はだめだということである。なぜならば、町内会には様々な政治的思想信条を持った会員で構成されており、会員個人の思想信条の自由を最大限に保証しなければならないからである。言うまでもなく、日本国憲法19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と定めており、これに依拠をするものである。**例えば、政党への所属の有無に係らず議員候補者から推薦依頼があったとしても、検討すること自体がだめ。執行役員に就いている議員も町内会に推薦依頼活動はしてはならないということ。なぜならば、特定の政党推薦を受けた者はその政党の方針に従うという誓約に基づいているからである。それでは無所属の場合はどうするかということがある、一見問題なさそうであるが、当選後は、何らかの政党色を帯びた会派に族する可能性大であるから推薦などはしてはならない。**例えば代表者(町内会長)が、当該候補者や政治議員の集会に行くのは自由にしても、本会を代表するような意見表明や発言はだめということである。

いずれにしても、町内会活動として執行役員は「特定の政党のために利用してはならない。」という社会通念上の趣旨を弁えて、憲法に抵触する疑義を持たれてはならない。

✓ 3ページの(注3)；規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

✓ 3ページの(注4)；規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければなら
ない。

✓ 4ページの(注6)；規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって
行う。

この三つの条項を合わせて、素直に以下の6点(☑1～☑6)が読み取れる、そのように理解すべきであると思う。代表者とは本会の会長であり、会長は言うまでもなく、本会の全ての役職に対し指揮命令監督

権を有している。特に、会長（執行役員）の実務面を統制する重要な条項である。また、本会規約にある無しに係らず、拘束力・効力においては法令が本会規約の上位にあることは言うまでもない。

- 1 本会規約は、役所の事前認可を伴うほど重い意味を持つ。
- 2 代表者は規約を遵守する責務を負う。
- 3 代表者は規約に書かれていることのみを誠実に履行しなければならない。
- 4 規約に書かれていないことについて、代表者がその一存や恣意的な解釈でもの・ごとを勝手に執行出来ない。
- 5 規約に書かれていないもの・ごとは、総会の決議を得なければならない。
- 6 総会の決議を得ないもの・ごとは、代表者がその一存や恣意的な解釈で執行出来ない。
- ✓ 4 ページの（注 5）；総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、
- ✓ 4 ページの（注 7）；第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。

平成 31（令和元）年度の本会通常総会は一斉集会を行わなかったことから、総会資料は何日か前に事前に各会員に配布された。この方式を今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の有無に係らず採用していかねばならない。従来は、総会当日に出席した会員だけに総会資料——会議の目的に適う事項を記載したものである——を配布（委任状提出者のみには後日配布）していたが、これは「五日前に、その会議の目的である事項を示し」「あらかじめ通知をした」ことにはならない。よって、違法状態であった。

=====

上記のとおり、本会「上桜田町内会」は、一面は自主任意団体といいながらも、片方では、法律の規定に基づき法律の認定を受けた公的団体である、活動内容を以ってしても一部の人達の仲良し倶楽部集団ではないことは自明の理である。したがって、役員（執行部）は、まずは当該法令をよく勉強し、その遵守はもとより、最低限、①社会通念（客観常識）、②善管注意義務（善良な管理者としての注意義務）、③公序良俗の 3 点を強く意識した倫理観の高い人格者たるべきを自覚し、会員目線・会員本位の運営を図るべきなのである。町内会役員は何かにとボランティアと称し、ボランティアの言葉を口実に逃げ越しになりがちであるが、高い報酬（役員）を貰っているからは、無償奉仕ではないのだ、その任期中は全力投球で当該職務に精励すべきである。

(end)